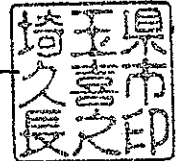




久整第2206号
令和3年7月21日

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 佐世芳様

久喜市長 梅田修



個人情報保護条例第9条の規定に基づく諮問について

久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号及び同条第3項の規定に基づき、
下記の内容について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項の内容

保有個人情報の外部提供

2 保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称、目的及び保有課

名称：土地区画整理地内住所新旧旧新対照表作成

目的：土地区画整理事業の換地処分に係る住所新旧旧新対照表の作成
事務等を行うため。

保有課：都市整備課

3 外部提供する相手方及び理由

相手方：郵便局、東京電力、NTT、NHK

理由：

久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業については、令和4年3月18日の換地処分公告の翌日から新住所の効力が発生しますので、住民基本台帳の円滑な住所変更を実施するため、当該区画整地内に住所を有する人の氏名及び住所を収集し、「土地区画整理地内住所新旧旧新対照表」を作成します。

住民基本台帳の住所変更後、各個人にて公共料金等の住所変更

手続きを行ってもらうところですが、郵便局、東京電力、N T T、NHKに対しましては、その公共性を考慮し「土地区画整理地内住所新旧旧新対照表」を提供することで、各個人が手続する必要がなくなり、市民の負担軽減を図ることができます。

このようなことから、市民の利便に供することを目的として、久喜市個人情報保護条例第9条第1項第5号に基づく外部提供を行うための諮問を行うものです。

また、本人通知につきましては、対象となる土地区画整理地内に住所を有する人へ、後日配付する「住所変更の手引き」の中で市が事業者と調整をして住所変更の旨お知らせすることで、久喜市個人情報保護条例第9条第3項の規定に基づく本人通知とします。

4 提供する個人情報の項目

基準日：令和3年7月1日現在

対象者：土地区画整理地内に住所を有する人

項目：①氏名、②住所